

令和6年度5月 第2回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年5月20日(月) 午前10時00分 ~ 午前10時50分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	欠席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	欠席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	欠席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
局長	今枝 勲男	書記	伊藤 秀樹

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第6	議案第8号 農用地利用集積計画等促進計画の公告について
日程第7	報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
	報告第4号 農地法第5条の規定による届出について
	報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
	報告第6号 現況証明願について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は8人です。近藤哲夫委員、竹嶋委員、武藤委員、毛利委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和6年度5月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
8番木全委員及び9番山田英史委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第5号について説明いたします。

3-5番につきまして説明いたします。

参考資料は1ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は富塚岩屋地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。なお、現地は田となっておりますので、行政書士を通じ農地改良届の提出を依頼してあります。

続きまして、3-6番について説明いたします。

参考資料は2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町伊福蓮池地内の田の所有権移転による経営開始となっております。なお、5月13日に太田会長、山田昌弘委員、村上委員とヒアリングをさせていただきましたが、営農計画がしっかりしておりませんでしたので、再度計画の作っていただき、事務局にてヒアリングをさせていただいた結果、4年分の転作計画を提出いただきました。また、現地を確認させていただいた結果、敷地の奥側3分の2については、碎石もなく、スコップにて掘削可能でした。また、手押しのミニ耕運

機を今後購入して耕作を行うと確認できたため、耕作可能と判断しております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、5月17日に鈴木委員と伊藤委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長 議案第5号につきましては、鈴木委員と伊藤委員に現地確認を行っていただきましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第5号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第5号について、何かご質問等はございますか。

村上委員 地元の委員として、長年現地を見てきたが、本当に耕作ができる土地とは思えないが、審議は行うのか。

事務局 事後のヒアリングにて、土壌改良を行って耕作をすると確認している。

村上委員 土壌改良を行い、耕作ができる状態になってから申請を行うべきではないか。

事務局 法定要件には、全部有効利用要件・従事日数要件・地域との調和要件があるが、そこまで求められていないため、事務局としてもそこまでは要求できない。

村上委員 3条許可は農業委員会の判断となるため、耕作のできる畑にしてから、申請を出しなおすべきではないか。

辻本委員 5月の審議は中断して、継続案件としてはどうか。
譲受人は何をしなければいけないかを分かっていないのでは。いつまでに土壌改良を行い、耕作をいつから始めるかを示してもらってはどうか。

事務局 耕作できる畑としての基準は、どのように設定するかを農業委員会として決めなければならないが、どのように判断するのか。

伊藤委員 農業委員会としては、そこまでの強制力がないので、やわらかい言い方で営農計画等を再提出してもらうように言うてはどうか。

議 長 申請番号3－6については、次回へ継続審議とします。

議 長 他にご質問もないようですので採決に移ります。
議案第5号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第5号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説明)

議案第2号について説明いたします。

5－4番、5－5番については関連がありますので、まとめて説明いたします。

参考資料は3～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口五丁目地内の田・畑で、工場、駐車場兼製品一時置場への転用で所有権移転となっております。譲受人の株式会社原ネームプレート製作所はあま市二ツ寺に、株式会社三和スクリーン銘板は愛西市佐折町に本社を置き、系列会社として金属加工製造販売を行っております。今回の申請は、系列会社で新規事業を行うにあたり、共同の新工場及び関連施設の整備を行うものであり、新規事業の主体となる株式会社原ネームプレート製作所が工場を整備し、株式会社三和スクリーン銘板からの出向社員用駐車場や、製品の運搬を行うための荷下ろしスペースや製品一時置場兼検品場を株式会社三和スクリーン銘板が整備し、新たな受注機会の拡大を図るための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、5月13日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、5月17日には鈴木委員と伊藤委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 鈴木委員と伊藤委員に現地確認を行っていただきましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第6号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第6号について、何かご質問等はございますか。

議長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第6号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。よって、議案第6号は承認されました。

議長 日程第5 議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。この議案には、村上委員に関係する事項があります。あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、村上委員には一時退席していただきます。

(村上委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第7号について説明いたします。

10-6番につきまして説明いたします。

相続人・被相続人は、議案のとおりとなっており、特例農地は8筆で、面積は2,671㎡となっております。5月13日に事務局にて現地確認を行いました。耕作されており、問題はありませんでした。

議長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第7号について、何かご質問等はございますか。

議長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第7号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。よって、議案第7号は承認されました。それでは、村上委員に戻っていただきます。

(村上委員入室)

議 長 日程第6 議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)
議案第8号について説明いたします。
農地所有者につきましては5名、貸付地面積は15,819㎡、借受者は5名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響は無く、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。
以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第8号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第8号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第8号は承認されました。

議 長 日程第7 報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」、報告第4号「農地法第5条の規定による届出について」、報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」、報告第6号「現況聡明願について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第3号から報告第6号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

塚本委員 議事録の公表について、議事録の調製が遅れていた件は、農業委員会として、どのように対応していくのか。

事務局 関係機関に確認し、次回連絡させていただきます。

議 長 他にご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、6月20日(月)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年6月20日

議 長 太田 昌史

署名委員 木全 和光

署名委員 山田 英史